

令和元年台風 19 号により被災された方への 一部負担金の免除及び還付について

令和元年台風 19 号により被災された皆様におかれましては、心よりお見舞い申し上げます。

組合では、令和元年台風 19 号により被災され、**令和元年 10 月 12 日から令和 2 年 3 月 31 日まで**の期間に**医科、歯科、調剤、訪問看護にかかった場合**において、対象となる方に医療機関等窓口での一部負担金の免除を実施しております。

■ 対象となる方の条件

- ① 令和元年 10 月 12 日時点で令和元年台風 19 号に係る災害救助法の適用市町村に住所を有していた組合の被保険者
- ② ①の被保険者のうち、下記の**いずれか**に当てはまり、その旨を医療機関等窓口申し立てた組合の被保険者

※申し立ては口頭で構いません

住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした → A

主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った

主たる生計維持者の行方が不明である

主たる生計維持者が事業を廃止し、又は休止した

主たる生計維持者が失職し、現在収入がない

} B

また、既にお支払いをされている場合については、申請により還付をさせていただきますので、下記書類をご提出ください。

■ 提出書類

・国民健康保険療養費支給申請書

・一部負担金免除対象者であることが確認できる書類

※対象となる方の条件②の A の場合・・・罹災証明書、または被災証明書の原本（保険料の減免申請で既にご提出いただいている方の提出は不要）

※対象となる方の条件②の B の場合・・・別途お問い合わせください。

・領収書の原本

※原本がお手元がない方は、別途ご相談ください。

ご不明な点がございましたら、事務局までお問い合わせください。